



立ち止まってもう一度！ 納税猶予を確認

平成30年は、事業承継税制の嵐が吹きまくったところですが、納税猶予の影の部分にも目を向けなければなりません。

これは、31年度税制改正で導入される個人事業者の納税猶予についても言えることです。

そこで、今回の研修では、納税猶予の前にやっておくべきこととして、遺留分に関する民法特例や現状認識による贈与分岐点などの確認があります。

さらに、親族以外の後継者が受任するかどうか、第三者の贈与者との関わり、2代目から3代目への税額の付け替えなど税も含め検討しておかなければならない項目を含めて、納税猶予制度を確認します。

【日 時】	平成31年 3月 27日 (水) 13:30~16:30
【場 所】	京都税理士会館 3階 京税ホール
【講 師】	税理士 岩下 忠吾 先生
【受講費用】	組合員・賛助会員の先生・その職員…………… 1,500円 上記以外の先生・その職員 …………… 3,000円

*筆記具等をご持参ください *費用は当日受付で申し受けます
*必要な方は研修受講カードをご持参ください

両丹地区ではライブ配信を開催する予定です
※両丹の先生方へは、各支所より改めてご案内させていただきます

● 下記の必要事項をご記入のうえ FAX でお申し込みください ●

平成31年3月27日(水)『立ち止まってもう一度！納税猶予を確認』

所属支所／支部 支所／支部	税理士氏名・税理士法人名	税理士番号・法人登録番号 (必ずご記入願います)
お電話番号 ()	FAX番号 ()	人数 (必ずご記入願います) 名

※お席確保のため、事前申込の無い方が当日お越し頂いた場合、入場をお断りさせていただきます。

※無断でキャンセルされた場合は、受講料をいただくことがあります。

お申込は事務局へ⇒ Tel(075)222 - 2311 / Fax(075) 2 2 2 - 2 3 5 5